

參考資料

定期一設計変更協議・部分払方式の試行について

東北地方整備局

支払いについて	支払い対象について	出来高の確認は請負者から出されている、出来高資料にもとづき、監督員の立会により設計図書で確認をする。 材料については、手続きの簡素化を図るため部分払いの対象としない。
	請負者から発注者への支払い請求について	出来高確認の後に甲乙確認し、出来高報告書を作成する。 その後、出来高部分に相当する請負代金相当額を協議し、既済部分検査の後に請求書を出す。
	発注者における支払額の計算	支払額は設計数量に対する出来高数量の比率を求めて、それに官側工事費構成書の比率をかけて出来高率を計算し、請負金額に掛ける
検査	検査書類	工事出来高報告書(既済部分検査用) 工事に関する書類一式(協議, 指示, 承諾, 写真, 段階確認等の書類)
	検査内容	品質確認・出来形確認についてはその段階で確認を行う。

工事名

工事出来高報告書

平成 年 月 日

(既済部分検査用)

工事区分	工 種	種 別	細 別	規 格	単 位	工 事 数 量 ①	監督職員 指示での 変更数量	計数量	出 来 高		工事費構成 の 比 率 ④	出来高率 ⑤=③×④	摘 要
									数 量 ②	進捗率 ③=②/①×100			
道路改良					式	1		1			70	39	
	道 路 土 工				式	1		1			23		
		掘 削 工			式	1		1			2.9		
			土砂掘削		m ³	1,500		1,500	1,500	100	1.5	1.5	
			軟岩掘削		m ³	600		600	600	100	1.4	1.4	
		路 体 盛 土 工			式	1		1			15		
			発土路体		m ³	2,000		2,000	2,000	100	2.2	2.2	
			購入土路体		m ³	8,000		8,000	6,000	75	13	9.7	
		路 床 盛 土 工			式	1		1			5.1		
			購入土路床		m ³	1,300		1,300			5.1		
		法 面 整 形 工			式	1		1			0.12		
			法面整形	【土砂】盛土部	m ³	900		900			0.12		
	法 面 工				式	1		1			0.11		
		植 生 工			式	1		1			0.11		
			種子吹付	【肥料養生材有】	m ³	900		900			0.11		
	擁 壁 工				式	1		1			20		
		作 業 土 工			式	1		1	1	100	0.022	0.022	
		既 製 杭 工		L = 5 m	式	1		1			0.53		
			標準コン クリート杭	p c 径300	本	30		30	30	100	0.53	0.53	
		現場打擁壁工			式	1		1			13		
		【第1号】基礎材	c r 40mm	m ³	60			60	60	100	1.0	1.0	
			均しコンクリート	①厚30cm	m ³	55		55	55	100	1.5	1.5	
			コンクリート	②	m ³	80		80	80	100	7.9	7.9	
			鉄筋	S D 295 A	t	10		10	10	100	2.5	2.5	
			型枠		式	1		1	1	100	0.055	0.055	
			足場		式	1		1	1	100	0.048	0.048	
			目地材		m ²	20		20	20	100	0.002	0.002	
		現場打擁壁工			式	1		1			6.5		
		【第2号】基礎材	c r 40mm	m ³	30			30	30	100	0.53	0.53	
			均しコンクリート	①厚30cm	m ³	27		27	27	100	0.41	0.41	
			コンクリート	②	m ³	40		40	40	100	4.2	4.2	
			鉄筋	S D 295 A	t	5		5	5	100	1.8	1.8	
			型枠		式	1		1	1	100	0.033	0.033	
			足場		式	1		1	1	100	0.025	0.025	
			目地材		m ²	10		10	10	100	0.001	0.001	
	カルバート工				式	1		1			27		
		作 業 土 工			式	1		1	1	50	0.053	0.026	
	現場カルバート工				式	1		1			27		
			基礎材	c r 40mm	m ³	150		150	150	100	1.1	1.1	
			均しコンクリート	①厚30cm	m ³	120		120	120	100	3.8	3.8	
			コンクリート	②	m ³	170		170			15		
			鉄筋	S D 295 A	t	60		60			5.1		
			型枠		式	1		1			1.3		
			足場		式	1		1			0.54		
			支保		式	1		1			0.53		
			目地材		m ²	30		30			0.005		
共通仮設					式	1		1	1		10		
	共通仮設費 (率計上)				式	1		1	1	55.7	10	5.5	
純工事費					式	1		1	1		10		
	現場管理費				式	1		1	1	55.7	10	5.5	
工事原価					式	1		1	1		10		
	一般管理費				式	1		1	1	55.7	10	5.5	
工事価格											100	55.5	

- 注：1. 出来高率(%)は、有効数字二桁とする(三桁以下切捨)但し0.00の場合コンマ以下三位止め(四位切捨)
2. 出来高率(%)の合計欄は少数一位止め(二位切捨)
3. 請負者は太枠内のみ記入するものとする。 4. 必要に応じて内訳書を添付できる。(材料購入のみ等の場合)
5. 中間前払いに用いる場合は、既済部分検査用の表示を消して使用するものとする。

平成13年7月11日
中国地方整備局

定期－設計変更協議・部分払方式の試行工事における支払及び検査について

1. 支払

1) 支払対象について

・支払対象とする出来形の考え方

月末で確認が可能な築堤、掘削断面を支払対象とする。特に工区又は工程での区切りは設けない。

・出来形の確認

既済部分の検査官を任命し、出来形図、品質管理・施工管理図等により検査を行い、官積算の金額により出来形金額を認定する。

・材料等の取扱い

現場に搬入し監督職員が確認（検査）したものは支払対象とする。（今回は、材料確認は芝程度であり、特に考慮しない。）

2) 請負者から発注者への支払請求について

・請求書に記入する請求額

既済部分検査により確認した金額で請求を行う。（既済部分内訳書）

3) 発注者における支払額の計算方法について

・任意仮設の取扱い

全体に対する出来形分を率計上する。（任意仮設は今回なし）

・一式計上されている工種の取扱い

官積算により計上する。共通仮設等は直接工事費率で積算する。

・支払額の計算

業者の出来高数量により、官積算を行い出来高に対する金額を算出する。（既済部分内訳書）

2. 検査

1) 検査書類について

・作成する書類

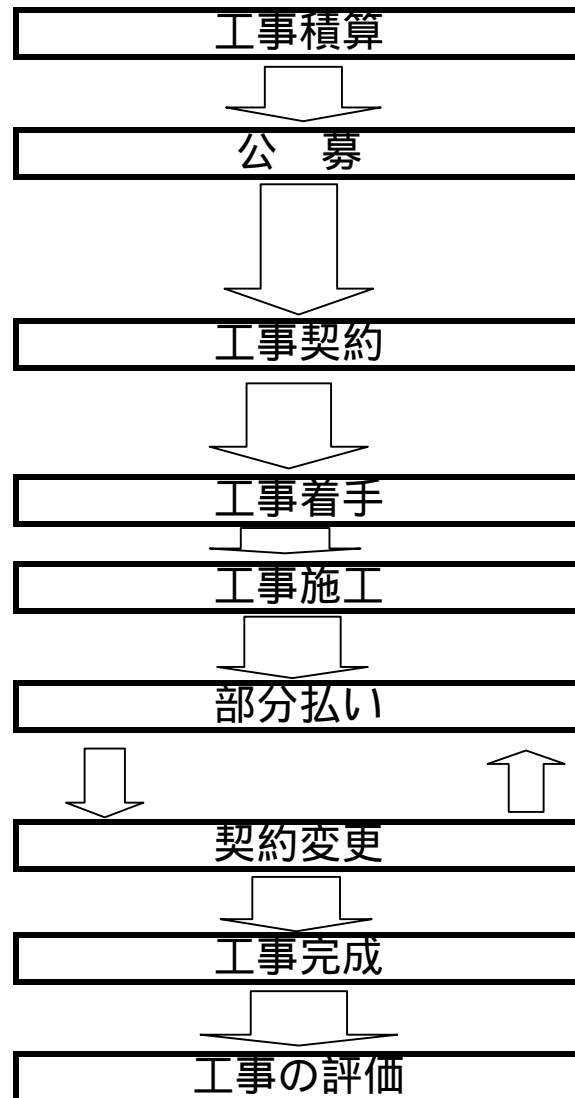
業者	出来高数量計算書	出来高図	品質管理図（築堤の現場密度管理）	施工管理図
官	既済部分内訳書			

2) 検査内容について

・品質の確認方法

各既済部分検査においても、出来高部分の品質・施工に関する検査を実施する。品質・施工管理に問題があれば出来高に計上しない。完成検査では、工事全体を対象に受け取りという視点で検査を行う。

定期一設計変更協議・部分払方式試行工事概要



『発注条件』

前払金 請負代金額の10分の4以内
部分払 9回(毎月)

『契約条件の明示』

前払い金条項と部分払いの回数記載

【工事特記仕様書】 定期設計変更・部分払い方式の試行工事である。

- ①設計変更協議を毎月の月末までに行う。
- ②毎月1回部分払いの請求ができる。
- ③請負工事既済部分検査要求書を提出する。

【工事請負契約書】

第34条（前金払） 請負代金の10分の4以内の前払い金の請求ができる。

第37条（部分払） 請負代金の10分の9以内の額について工期中9回以内で請求できる。

着手当初は出来高が上がらない

『既済検査』

〔検査官： 発注担当課長等〕〔官積算により出来高の9割を確認〕

【毎月の既済検査による工事評定なし】

検査官が検査調書作成

↓
毎月の支払い

『変更必要時期』

新工種の追加
出来高が契約金額の9割を越える場合

『工事完成検査』

通常の完成検査を実施する

検査の種類

検査の種類としては次の 4 つがあります。

(1) 完成検査 (工事請負契約書第 31 条)

工事の完了を確認するための検査。 施工者からの完成通知日から 14 日以内に行う。

検査の位置づけとしては、会計法上の検査及び技術検査の両方を行う。この検査の合格を根拠として請負代金の支払い、工事目的物の引き渡しが行われる。

(2) 既済部分検査 (工事請負契約書第 37 条)

工事の契約に際して部分払いの条項を適用することになっている工事の場合、施工者から請求を受けた日から 14 日以内に行う。検査の位置づけとしては、会計法上の検査及び技術検査 (必要に応じ) を行う。この検査では支払い対象部分の工事が完了しているか、支払い対象の材料が購入確保されていることの確認をし、部分払い金の支払いをするがこれらの部分の引き渡しは行われない。

(3) 完済部分検査 (工事請負契約書第 38 条)

工事の契約に際して工事の全体の完成に先立って引き渡しを受けるべきこと (部分引き渡し) を指定した部分 (指定部分) がある場合、施工者から指定部分完成通知を受けた日から 14 日以内に行う。検査の位置づけとしては、会計法上の検査及び技術検査の両方を行う。この検査の指定部分の合格の根拠として部分引き渡しのに係る請負代金の支払い、指定部分の引き渡しが行われる。

(4) 中間技術検査 (地方建設局技術検査要領第 2 項 2)

工事の施工の途中、発注者 (監督職員) の選定する時期 (施工上の重要な変化点) に行う。検査の位置づけとしては、技術検査のみを行う。出来形基準日までの出来形について技術的確認を行うものであり、代金の支払いは行われない。

検査の種類と目的・内容

検査の種類	完成検査 工事完成時に行う検査	完済部分検査 工事完成前に指定部分の完成を確認し、引き取るための検査	中間技術検査 工事の適正かつ能率的な施工、技術水準の向上に資するため、工事期間中、施工上の重要な変化点等で行う検査。	既済部分検査 工事完成前に代価の一部を支払う必要がある場合に行う検査
	会計法に基づく検査 技術検査	会計法に基づく検査 技術検査	技術検査	会計法に基づく検査
検査の目的	給付の完了の確認 工事成績評定等	給付の完了の確認 工事成績評定等	工事成績評定等	給付の完了の確認
関係法令・規定	会計法29条11項② 監督検査事務処理要領 技術検査要領	会計法29条11項② 監督検査事務処理要領 技術検査要領	技術検査要領	会計法29条11項② 監督検査事務処理要領
実施時期	工事完成時	工事完成前に指定部分の完成を確認した時	施工上の重要な変化点等	工事完成前に代価の一部を支払う必要がある時
検査の技術的基準 (検査の方法)	検査技術基準(案)(技術審議官通達) 検査は、当該工事の出来高を対象として、実地において行うものとし、契約図書に基づき、工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて、適否の判断を行うものとする。			
引渡し	行う	行う	行わない	行わない
契約書	契約書31条	契約書38条	—	(契約書37条)
共通仕様書 (検査の方法)	共通仕様書1-1-25 検査職員は、監督職員及び請負者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1)工事の出来高について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。 (2)工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。	共通仕様書1-1-26 検査職員は、監督職員及び請負者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1)工事の出来高について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。 (2)工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。	共通仕様書1-1-27 検査職員は、監督職員及び請負者の臨場の上、工事目的物を対象として設計図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1)工事の出来高について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。 (2)工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。	共通仕様書1-1-26 検査職員は、監督職員及び請負者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1)工事の出来高について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。 (2)工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。
検査を行う者の名称	検査職員 技術検査官	検査職員 技術検査官	技術検査官	検査職員
アウトプット (検査の結果)	工事検査調書 技術検査復命書 工事成績評定表	工事検査調書 技術検査復命書 工事成績評定表	技術検査復命書 工事成績評定表	工事検査調書

*中間技術検査と既済部分検査は同時に行う場合がある。

検査の時期および実施内容

【北上川下流工事事務所：二線堤山王江水門工事】

検査の実施時期	実施する検査の種類及び内容						備考
	既済部分		技術		完成		
H13. 6以前	—	—	—	—	—	—	
H13. 7	○	6月末時点の出来形 に対して検査を実施			—	—	
H13. 8	○	7月末時点の出来形 に対して検査を実施	—	—	—	—	
H13. 9	○	8月末時点の出来形 に対して検査を実施	○ (既済部分検査と同時)	基礎杭、止水矢板 の完了に伴う検査	—	—	
H13. 10	○	9月末時点の出来形 に対して検査を実施	—	—	—	—	
H13. 11	○	10月末時点の出来形 に対して検査を実施	—	—	—	—	
H13. 12	○	11月末時点の出来形 に対して検査を実施	○ (既済部分検査と同時)	躯体(水門本体、翼 壁)の完了に伴う検査	—	—	
H14. 1	○	12月末時点の出来形 に対して検査を実施	—	—	—	—	
H14. 2	○	1月末時点の出来形に 対して検査を実施	—	—	—	—	
H14. 3	—	—	○ (完成検査と同時)	上記以外工種につ いての検査	○	工事全体	

検査内容について

完成検査においては、既に既済部分検査及び技術検査で検査した内容については、再度同じ内容を検査することはない。ただし、流れを把握するために一通り目を通す。

品質に関する検査については、基本的に全ての検査実施時に行う。ただし、技術検査時は重点的に実施する。

検査における必要な書類

【北上川下流工事事務所:二線堤山王江水門工事】

	項 目	細 別	検査の種類			備考
			既済部分	技術	完成	
書 類 検 査	①契約関係	契約書	○	○	○	
		主任(監理)技術者の資格等	○	○	○	
	②施工計画書	各工種の施工方法	○	○	○	
		順序品質管理方法	○	○	○	
		出来形管理方法等	○	○	○	
	③工事打合せ書	指示		○	○	
		協議		○	○	
		通知		○	○	
		承諾提出等		○	○	
	④工事材料検査票	工事材料検査票等		○	○	
	⑤段階確認	段階確認等		○	○	
	⑥品質管理資料	品質管理資料等	○	○	○	
	⑦出来形管理資料	出来形管理資料	○	○	○	
	⑧工事写真	工事進捗状況		○	○	
		使用材料品質管理		○	○	
		CCI等				
	⑨その他	実施工程		○	○	
		安全管理		○	○	
		品質証明等		○	○	
現 地 検 査	①出来形	出来形管理表	○	○	○	
	②出来ばえ	現地が出来ばえ	○	○	○	
そ の 他	③その他					

(参考資料 中国試行工事検査の時期および実施内容)

検査の時期および実施内容

【出雲工事事務所：斐伊川放水路堤防工事】

検査の 実施時期	実施する検査の種類及び内容						備考
	既済部分		技術		完成		
H13. 7	—	—	—	—	—	—	
H13. 8	—	—	—	—	—	—	
H13. 9	○	2工区の出来形に 対して検査を実施	○	(既済部分検査と同時)	—	—	
H13. 10	—	—	—	—	—	—	
H13. 11	○	1工区の出来形に 対して検査を実施	○	(既済部分検査と同時)	—	—	
H13. 12	—	—	—	—	—	—	
H14. 1	○	3,4,5工区の出来形 に対して検査を実施	○	(既済部分検査と同時)	—	—	
H14. 2	—	—	—	—	—	—	
H14. 3	—	—	○	(完成検査と同時)	○	工事全体	

中国地方整備局の工事では、既済部分、完成検査時に技術検査を行うことになっている。

検査における必要な書類

【出雲工事事務所：斐伊川放水路堤防工事】

	項 目	細 別	検査の種類			備考
			既済部分	(技術)	完成	
書 類 検 査	①契約関係	契約書	○	○	○	
		主任(監理)技術者の資格等	○	○	○	
	②施工計画書	各工種の施工方法	○	○	○	
		順序品質管理方法	○	○	○	
		出来形管理方法等	○	○	○	
	③工事打合せ書	指示	○	○	○	
		協議	○	○	○	
		通知	○	○	○	
		承諾提出等	○	○	○	
	④工事材料検査票	工事材料検査票等	○	○	○	
	⑤段階確認	段階確認等	○	○	○	
	⑥品質管理資料	品質管理資料等	○	○	○	
	⑦出来形管理資料	出来形管理資料	○	○	○	
	⑧工事写真	工事進捗状況	○	○	○	
		使用材料品質管理	○	○	○	
	⑨その他	実施工程	○	○	○	
		安全管理	○	○	○	
		品質証明等	○	○	○	
現 地 検 査	①出来形	出来形管理表	○	○	○	
	②出来ばえ	現地の出来ばえ	○	○	○	
	③その他					
そ の 他						

検査資料一式
東北試行工事



中国試行工事



公共工事における下請代金の支払状況について

「平成13年度下請代金支払状況等実態調査・下請代金受取状況等実態調査

(国土交通省総合政策局建設業課) 平成13年11月26日」をもとに加筆

I 下請代金支払状況実態

[1] 調査の概要

- ・特定建設業の経審を受理している建設業者 5000業者対象

[2] 調査結果の概要

下請代金の支払方法(表1)

→ 下請代金の支払方法で最も多い方法は、労務費の場合も材工一式の場合も、「部分払(出来高払)」であり、労務費の場合、61.5%、材工一式の場合、53.4%である。

《「前払金と部分払」との併用を含めると、労務費の場合、89.3%、材工一式の場合、83.3%であり、元請から下請への支払は、部分払が大多数である。》

(表1) 下請代金の支払方法

	労務		材工一式	
	事業所	(%)	事業所	(%)
前払金と部分払	1037	27.8	1185	29.9
前払金と完成払	217	5.8	349	8.8
部分払(出来高払)	2292	61.5	2119	53.4
完成払	150	4.0	266	6.7
その他	33	0.9	49	1.2
合計	3729	100.0	3968	100.0

下請代金支払等

- ・完成払の支払方法(表2)

→ 下請業者に対する主な支払方法で、最も多い方法は「相当額を現金で支払っている」で 51.8%である。

《「現金と手形」との併用は、47.7%と約半数である。》

(表2) 完成払の支払方法

	事業所	(%)
相当額を現金で支払った	1561	51.8
相当額を現金と手形で支払った	1438	47.7
相当額を手形で支払った	15	0.5
合計	3014	100.0

- ・完成払の現金比率(表3)

→ 現金と手形の比率で最も多い比率は「8割以上」で、54.2%である。

《現金の比率が「6割未満」のケースは、32.5%である。》

(表3) 完成払の現金比率

	事業所	(%)
8割以上	1631	54.2
6~8割未満	400	13.3
4~6割未満	735	24.4
2~4割未満	212	7.1
2割未満	26	1.0
合計	3004	100.0

- ・手形期間(表4)

→ 下請業者に対する主な支払方法で、「相当額を現金と手形の併用して支払っている」及び「相当額を手形で支払っている」との回答において、主な手形期間で最も多い期間は「91日以上120日以内」で、69.2%であり、「120日以内」の累計は、89.3%である。

最長の手形期間も同じく、「91日以上120日以内」で、73.1%であり、「120日以内」の累計は 83.6%である。

(表4) 完成払の手形期間

	通常日数		最長日数	
	事業所	(%)	事業所	(%)
60日以内	33	2.4	10	0.7
61日~90日以内	250	17.7	134	9.8
91日~120日以内	977	69.2	999	73.1
121日~150日以内	144	10.2	199	14.6
150日以上	7	0.5	24	1.8
合計	1411	100.0	1366	100.0

Ⅱ 下請代金受取状況実態

[1] 調査の概要

- ・ 下請業者 1200 業者対象

[2] 調査結果の概要

下請代金支払等

- ・ 完成払の受取方法（表 5）

→元請業者からの主な受取方法で、最も多い方法は、労務については「相当額を現金で受取っている」で、50.4%であるのに対して、材工一式については「相当額を現金と手形の併用で受取っている」で68.0%であった。

(表5)完成払の受取方法

	労務		材工一式	
	事業所	(%)	事業所	(%)
相当額を現金で受取った	233	50.4	163	26.9
相当額を現金と手形で受取った	214	46.3	412	68.0
相当額を手形で受取った	15	3.2	31	5.1
合計	462	100.0	606	100.0

- ・ 完成払の現金比率（表 6）

→現金と手形の比率で最も多い現金比率は、労務が「8割以上」で、55.6%であるのに対し、材工一式については「4割以上6割未満」で30.8%であった。

(表6)完成払の現金比率

	労務		材工一式	
	事業所	(%)	事業所	(%)
8割以上	244	55.6	170	29.1
6~8割未満	46	10.5	73	12.6
4~6割未満	81	18.5	180	30.8
2~4割未満	52	11.8	128	21.9
2割未満	16	3.6	33	5.6
合計	439	100.0	584	100.0

- ・ 手形期間（表 7）

→元請業者からの主な受取方法で、「相当額を現金と手形の併用で受取っている」及び「相当額を手形で受取っている」との回答において、主な手形期間で最も多い期間は労務・材工一式ともに「91 日以上 120 日以内」であり、労務については 76.8%、材工一式については 77.4%であった。「120 日以内」の累計は、労務については 92.8%、材工一式については 90.1%であった。

最長の手形期間についても最も多い期間は労務・材工一式ともに「91 日以上 120 日以内」であり、労務については 52.7%、材工一式については 49.7%であった。「120 日以内」の累計は、労務については 60.4%、材工一式については 55.1%であった。

(表7)完成払の手形期間[労務]

	通常日数		最長日数	
	事業所	(%)	事業所	(%)
60日以内	3	1.5	1	0.6
61日~90日以内	30	14.5	12	7.1
91日~120日以内	159	76.8	89	52.7
121日~150日以内	13	6.3	54	32.0
150日以上	2	1.0	13	7.7
合計	207	100.0	127	100.0

完成払の手形期間[材工一式]

	通常日数		最長日数	
	事業所	(%)	事業所	(%)
60日以内	6	1.5	2	0.6
61日~90日以内	46	11.2	16	4.8
91日~120日以内	319	77.4	166	49.7
121日~150日以内	31	7.5	103	30.8
150日以上	10	2.4	47	14.3
合計	412	100.0	334	100.0